

【奈良県プレミアム商品券】

参加店舗 募集要項

申込期間

平成27年5月25日（月）

）

~~平成27年6月19日（金）~~

平成28年2月7日（日）

奈良県プレミアム商品券事務局

平成27年5月25日

問い合わせ先 奈良県プレミアム商品券コールセンター

電話：0742-88-2380

平日 10:00～17:00（土・日・祝休業、年末年始12月30日～1月3日休業）

E-mail：sento@west.jtb.jp

URL：http://www.p-shouhinken.com/nara/

◆事業の趣旨

県内消費の底上げを図るため、県内全域で利用できる20%のプレミアム付き商品券を発行するとともに、一層の消費喚起が必要な南部・東部地域で利用できる25%のプレミアム付き商品券を発行します。発行にあたっては、県外からの消費の取り込みに向けた工夫とともに、参加店舗の負担軽減、市町村と連携した効果的な発行や集客イベントへの支援などを実施することにより、県内各地に消費喚起の波を広げ、個人消費の押し上げを図り、景気的好循環に繋げることを目指します。

1. 商品券の事業概要

商品券名称	せんとくんプレミアム商品券	奈良県南部・東部地域プレミアム商品券
発行総額	43.2億円	5億円
発行総数	36万冊	4万冊
発売価格	1冊 10,000円 (12,000円分) (1,000円券×10枚、500円券×4枚の計14枚綴り)	1冊 10,000円 (12,500円分) (1,000円券×10枚、500円券×5枚の計15枚綴り)
プレミアム率	20%	25%
奈良県負担率	18%	24%
参加店舗負担率	2%	1%
利用期間	平成27年9月1日(火)～平成28年2月7日(日)	平成27年8月1日(土)～平成28年2月7日(日)
購入対象者	制限なし(県民・観光客等)	制限なし(県民・観光客等)
使用区域	全域	奈良県南部・東部地域
購入限度	1人5冊まで	1度に5冊まで
販売方法	事前申込みによる店舗販売 ※当選者のみ購入可能	店頭にて一斉販売 ※売切れ次第終了
参加店舗	奈良県内に所在する、参加登録をした小売店、飲食店及び宿泊施設等	奈良県南部振興計画及び奈良県東部振興計画の区域内の市町村に所在する、参加登録をした小売店、飲食店、及び宿泊施設等 (五條市、御所市、宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)

※奈良県南部・東部地域プレミアム商品券にのみ参加することはできません。

2. 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 他割引企画との併用不可や、ポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚・チラシ等にその旨明示下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（奈良県）は責を負いません。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- 商品券で購入した商品の返品は、お断りしてください。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に規定する第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 健康保険法第74条に定める一部負担金やそれと同様の扱いを受ける支払い
- その他、奈良県が指定するもの

4. 参加店舗参加資格

奈良県内に事業所、店舗等を有する事業者とし、県内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①所得税、事業税、住民税等、税を滞納しているもの
- ②「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの
- ③特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ④本ページ記載の[3. 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

- ⑤南部・東部地域プレミアム商品券のみの参加店舗として登録を希望するもの
- ⑥奈良県の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの
- ⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑧役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑨暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑩役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑫役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① **参加店舗であることが明確になるよう、参加店舗告知用ツール（ステッカー等）を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。**
- ②利用者が使用される商品券について、受け取って問題がないか確認して下さい。
なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を**速やかに警察へ通報**して下さい。また、その旨を「奈良県プレミアム商品券コールセンター」にも報告して下さい。
確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知下さい。
- ③商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印を捺印することとし、**既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。**
- ④使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため参加店舗控え部分を、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。
※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、控え片がある場合でも、振り込み後2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解下さい。
なお、**選定時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。**
- ⑤口座振込となりますが、振込手数料（324円）をご負担いただきます。
- ⑥商品券の交換及び売買は行わないで下さい。

利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
⑦奈良県プレミアム商品券発行事業の運営にご協力ください。

6. 商品券の換金について

以下を換金の基本方針とします。

- ・専用の封筒（後日送付します）に使用済み商品券を封入し、指定する金融機関窓口を持参下さい。お持ち込みの時期によって入金日が決定します。（下表参照）
- ・参加店舗登録申請時に登録された口座に入金します。プレミアム店舗負担分と振込手数料（324円）を差し引いてお振込みします。
- ・窓口への持ち込み回数は、各店舗で適宜お決めください。期間中、一回でまとめて持ち込むこともできます。

	指定窓口への持ち込み期限予定日	入金予定日
①	平成27年 8月14日 ~ 平成27年 8月28日	平成27年 9月30日 頃※
②	平成27年 8月31日 ~ 平成27年 9月25日	平成27年10月27日 頃
③	平成27年 9月28日 ~ 平成27年10月23日	平成27年11月25日 頃
④	平成27年10月26日 ~ 平成27年11月20日	平成27年12月25日 頃
⑤	平成27年11月24日 ~ 平成27年12月18日	平成28年 1月29日 頃
⑥	平成27年12月24日 ~ 平成28年 1月15日	平成28年 2月19日 頃
⑦	平成28年 1月18日 ~ 平成28年 2月12日	平成28年 3月18日 頃

※①については、南部・東部地域プレミアム商品券のみになります。

- ・換金方法等の詳細については、後日、参加店舗向けに配布の「参加店舗用運営マニュアル」をご覧ください。

7. 申込について

(1) 申込方法

希望される事業者は、「募集要項」の内容に同意のうえ、奈良県プレミアム商品券専用ホームページの参加店舗登録フォームに必要事項を入力し、お申込み下さい。FAXおよび郵送にて申込みをされる場合は、「参加店舗登録申込書」に必要事項をご記入のうえ事務局へご提出下さい。※申込書の入手は、専用ホームページの参加店舗申込み画面よりダウンロードをして印刷していただくか、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

①インターネット <http://www.p-shouhinken.com/nara/entry>

②郵送（あて先）

〒542-0081 大阪市中央区南船場4丁目3-11 大阪豊田ビル 4階408B

JTB西日本プレミアム商品券事務局内

「奈良県プレミアム商品券事務局」

③FAX 050-3737-8000

④TEL 0742-88-2380 （コールセンター）

なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など県内に複数の店舗を持つ事業者については、原

則、各店舗ではなく、事業者単位で申込みしていただきます（県内すべての店舗で利用可能としていただきます）。この場合、各店舗の名称（例：〇〇〇デンキ奈良店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名がわかるものを添付し、原則、すべての参加店舗が「募集要項」の内容に同意する必要があります。

※参加希望店舗数が50店舗以上の場合はコールセンターへお問い合わせ下さい。

または、専用ホームページ内の複数店舗用の登録用紙をダウンロード頂き、記入の上メールにてお申込みください。

(2) 申込期間

平成27年5月25日（月）から6月19日（金）17時

※申込期間中に参加店舗になっていただくと、商品券購入者向けの告知用リーフレットに参加店舗として掲載します。

※申込期間以降も参加店舗の申込み受付は行います。ただし、専用ホームページのみの掲載となります。

(3) 参加店舗の選定

申込みのあった事業者については、奈良県の審査を経て、参加店舗として承認します。

非承認の場合のみ、申込み後2週間以内に事務局から電子メール又は郵送にて通知します。

店頭に掲示して頂く参加店舗告知用ツール（ステッカー等）及び、専用の換金ツールは郵送にて後日配布します。

ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

(4) その他

参加店舗向けのマニュアルを作成し、郵送にて配布します。

※なお、7月上旬（南部・東部）と7月下旬（せんとくん）に奈良県内にて参加店舗を対象とした説明会の開催を予定しています。詳細については、後日ご案内いたします。

8. 参加店舗の取消等

「募集要項」の記載内容に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

9. その他留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、リーフレット、「奈良県プレミアム商品券」ホームページなどにより広報します。
- ・参加店舗として広告などを予定されている際に、「奈良県プレミアム商品券」のデザインの使用を希望される場合は、事前に奈良県の承認が必要となります。

「奈良県プレミアム商品券」ホームページ (<http://www.p-shouhinken.com/nara/>)

に申請様式（5月下旬頃公開予定）がありますので、必要事項を記載し、事務局へ提出していただく必要があります。詳細については上記ホームページをご覧ください。